

コスタリカの憲法と平和主義——歴史と概要

澤野義

目次

- | | | | | |
|---|---|----------------------|---|-----------------------|
| | | | 二 | コスタリカ憲法の前史 |
| | | 1 | 1 | 第一共和国憲法（一八四四年）制定前後の憲法 |
| | | 2 | 2 | 一八七一年憲法の制定と運用 |
| | 三 | コスタリカ憲法の制定過程と基本的特色 | | |
| | 四 | ——第一共和国憲法（一九四九年）について | | |
| 1 | 1 | 憲法の制定過程 | | |
| 2 | 2 | 憲法の基本的特色 | | |
| 3 | 1 | コスタリカ憲法の基本的人権と政治制度 | | |
| 4 | 2 | 基本的人権 | | |
| 五 | 2 | 政治制度 | | |
| 6 | 1 | コスタリカ憲法の平和主義 | | |
| 7 | 2 | 非武装平和憲法の特色 | | |
| 8 | 2 | 永世中立宣言の背景と法的性格 | | |

一 はじめに

コスタリカ憲法については、筆者はこれまで、平和主義との関連で、とりわけ非武装永世中立に関する平和論の側面から関心をもって一定の研究をしてきたが⁽¹⁾、コスタリカ憲法の歴史や全体構造について特に研究してきたわけではない。これは現在も大して変わりはないが、日本ではコスタリカ憲法の歴史や概要を考察する論文が少ないこともあり⁽²⁾、筆者なりの覚書きとして、コスタリカ憲法の全般について概観しておこうという趣旨で、本稿を執筆するものである。

このような作業を行うことは、平和主義が憲法の全体構造の中で、どのように位置づけられ、どのように機能しているのかも明らかになると考えられる。例えば、憲法規範や憲法政策において、平和と福祉はどのように関係づけて考えられているのか、といったことである。軍事費を減らし福祉に予算が多く使えることを憲法的価値・理念とする考え方からすれば、非武装ないし非軍備主義による福祉国家型憲法が好ましいといえるが、コスタリカ憲法は、このような国家を指向しているといわれている。そうだとすれば、コスタリカの福祉国家の憲法的保障の態様も把握する必要がある。

この点を日本国憲法との関連で、比較憲法的にみて意義づけるとすれば、次のようなことになろう。すなわち、第

二次世界大戦後に制定された現代憲法が、程度の差はあれ、社会権を保障する福祉国家型（社会民主主義型）憲法であることは、ほぼ共通の特色になっている。他方、平和主義については、国連憲章を踏まえ、武力紛争を平和的に解決することは共通の原則となつていて、軍隊をもたずしに、平和を維持し、武力紛争を平和的に解決することを明記する平和主義憲法は、今日の世界においても例外であり、各国共通の一般的な特色にはなっていない。しかし、非武装ないし非軍備型の福祉国家を指向する点で、日本国憲法とコスタリカ憲法は例外的な共通点をもつてているのである。もちろん、厳密には、コスタリカ憲法が「常備軍」を保持しないという意味での非武装主義であるのに対し、日本国憲法はいかなる形であれ軍隊を保持しないという意味での非武装主義であるという相違が、両者はある。それはともかく、コスタリカの非武装ないし非軍備型の福祉国家憲法の歴史的形成過程、特色、運用状況を知ることは、日本の非武装ないし非軍備型の福祉国家憲法の運用状況などを検討するさいに参考になると考えられる。⁽³⁾

以上の検討意義以外に、コスタリカ政府がアメリカの対イラク戦争を支持したことに対し、最高裁憲法法廷が違憲判決を下した例にみられるように（後述）、コスタリカの平和憲法が司法権においても守られているとすれば、コスタリカの違憲審査がどのような制度で、どのような機能を果たしているのかといったことについても把握する必要性と意義がある。

本稿はこのような論点にのみ焦点を当てて検討するものではないが、この検討課題は、本稿執筆の主要な動機になつていて。なお、コスタリカ憲法の特徴的な政治制度、人権保障、憲法運用（具体的には非軍備平和主義、憲法裁判、憲法改正、選挙制度、環境権）などについて、日本の憲法改正論議に資するために、二〇〇三年九月、日本の参議院憲法調査会からコスタリカ憲法調査に議員団⁽⁴⁾が派遣されたことは、小国の途上国とはいえ自由民主主義国コスタリカの憲法が、比較憲法論的にも研究対象として意義があるものとみられている証左といえよう。

さて、コスタリカは「中米のスイス」といわれるよう、中米の中につて、例外的に平和で民主的な国家であるというイメージがある。それは、憲法的にみれば、軍隊がないため、軍事政権が生まれず、自由な選挙によつて民主的に政権交代を可能にする一九四九年の現行憲法（第二共和国憲法）があることに起因しているといえる。しかし、コスタリカでは、現行憲法以前から、ミリタリズムがなく、比較的に自由・平等で民主的な社会のもとで憲法が守られてきたと考えるのは問題である。このような見解については、現行憲法の理念と政治体制を定着させようとした戦後の指導者（とりわけ社会民主主義の傾向をもつ国民解放党）らによつて形成された面があることに留意する必要がある。実際には、クーデタや武力行使による政変が起き、ミリタリズムや独裁政による統治も行われている。⁽⁵⁾

一九世紀から二〇世紀初頭において、ラテンアメリカ諸国でみられたように、アメリカ合衆国や西欧の近代憲法を参考にしながら理想的な憲法を制定するが、憲法が実現されないうちに、新たな憲法の制定や改正が頻繁に行われたこと、人権保障が多くの国民には実効性をもたず、憲法の規定と運用に乖離（憲法侵害）があつたことは、コスタリカの憲法史についても妥当する点がある。コスタリカでは、一八二一年の憲法制定以降、一八七一年までに、憲法の制定と改正を頻繁に行つてゐる。一八七一年憲法は一九四八年まで、部分改正を行ひながら、二年の失効期間を除くと七五年間維持された。第二次世界大戦後の一九四九年憲法は、八〇回を超える部分改正を行ひながら、現在も維持されている。

一一 コスタリカ憲法の前史

1 第一共和国憲法（一八四四年）制定前後の憲法

一八二一年九月中米諸国がスペインから独立を宣言したとき、コスタリカも独立宣言を行つた。翌年、他の中米諸国とともにメキシコ帝国に併合されたが、一八二三年、メキシコ帝国の崩壊により、コスタリカを含む中米五カ国は中米連邦を結成した。コ스타リカは一八三八年に中米連邦から離脱するが、最終的に独立するのは一八四八年である。この間のコ스타リカ関連の主要な憲法は、一八二一年一二月の「基本協約」、一八二四年の「中米連邦憲法」、一八二五年の「コ스타リカ自由国家の基本法」、一八四四年の「コ스타リカ第一共和国憲法」である。⁽⁸⁾

一八二一年の「基本協約」は、スペイン最初の憲法で自由主義的なカディス憲法（一八一二年）の影響を受け、市民的自由、財産権、その他人間や国民の自然的権利の保障規定も有するが、Junta（革命政府評議会）を中心とした統治に関する規定が基本となつておらず、権力分立や独立した立法権は明確になつていない。一八二五年の「コ스타リカ自由国家の基本法」は、アメリカ合衆国憲法の影響を受けた一八二四年の「中米連邦憲法」を踏まえ、コ스타リカにとつては権力分立制を明確に導入した最初の憲法であり、市民的な人権の保障規定も拡大しているが、権威的・独裁的傾向をもつ指導者（カリーリョ政権など）による政治が行われ、憲法は必ずしも遵守されなかつた。そこで、一八四四年の「コ스타リカ第一共和国憲法」は、二院制議会と、より制限的な執行権で組織される厳格な権力分立であるいは大統領・議員・裁判官を直接選挙する制度や有権者登録制を採用した。

その後、一八七一年憲法が制定されるまで、ほぼ一〇年ごとに憲法が制定された（その間に若干の改正あり）。

一八四七年憲法は、一八四四年憲法で導入された直接選挙制度を廃止し、選挙義務と制限選挙制を導入した。一八五九年憲法は、大統領の再選を禁止するなど執行権を制限すると同時に、それと釣り合いをとるために、非常事態における緊急権条項を初めて導入した。一八六九年憲法は、初等教育の義務化と無償制度を導入した。

このように、一九世紀中期の憲法が自由主義的な性格をもつとはいえ執行権の強化を伴っていたのは、本質的には、コスタリカの資本主義経済を上から発展させ、経済を支配するコーヒー生産階級（カフェタレロ）の特權的な寡頭政治を正当化することにあつたといわれている。政権の維持や交代にさいし、武力を背景にしたクーデタなどもしばしば用いられた。⁽⁹⁾

2 一八七一年憲法の制定と運用

一八七〇年にクーデタ的に政権についたグアルディア（死去する一八八二年まで大統領）のもとで、翌年の一八七一年に憲法が制定される。一三六カ条からなる当該憲法は、より多くの市民を巻き込んで国民国家的に資本主義経済を発展・強化させる必要に迫られて、市民的自由権に関する広範な諸規定、立法権・執行権・公務員に対する憲法・法律の遵守規定、軍隊の市民への服従規定、一院制議会、アメリカ合衆国的な大統領制（国民の間接選挙、四年任期で再選禁止）など、自由主義や立憲主義の要素を拡大した。この憲法のもとで、グアルディアは、死刑を廃止し、公教育や公衆衛生向上させることなどで、自由主義的でかつ民主主義的政策も行つた。しかし同時に、グアルディアの改革には、官僚制の効率化による国家権力や軍事力の強化（独裁的統治）によつて、憲法や人権の侵害が伴つていたという、矛盾した実態があつたことも指摘されている。⁽¹⁰⁾

グアルディア政権後、一八七一年憲法のもとで（一九四八年まで存続）、権力を抑制的に行使する自由主義的な政

治が行われるのは、ソト大統領の時代（一八八五年～一八八九年）である。彼は、野党的政党も活動することができ、民衆が参加する自由な選挙制度を一八八九年に導入し（中米では最初）、コスタリカの民主主義の基礎をつくることにも貢献した。それから約二〇年間は、ミリタリズムが影をひそめ、平和的な政権交代も行われるようになつた。ただし、第一次世界大戦に伴う経済危機を軍事独裁によって乗り切ろうとした政権（ティノコ大統領）が一九一七年に登場したことにより、一九一九年までの二年間だけ憲法は失効状態となつた。^[12]

一九二〇年から一九三〇年代の政権のものは、以前の自由で民主的な伝統が比較的尊重されたが、この頃から顕著になつてきた失業、低賃金、労働争議などの社会問題に対処するには、従来の自由主義的な政権では限界があつた。そこで、一九四〇年代には、労働者階級の利益も代弁する国民共和党のカルデロン政権（一九四〇年～一九四四年）が登場し、社会保障制度を整備し始める（中米で最初）。そして、キリスト教的民主主義にもとづく社会改革論に立脚するカルデロンは、一九四三年に、米ソ連合の反ファシズムの世界的風潮を背景に、稳健化したコスタリカ共産党やカトリック教会と連携し、憲法を改正して、家族・労働・社会保障に関する社会権規定を導入した。^[13]これに伴い、社会権を補完する法律として労働法典なども制定された。^[14]

社会権規定は、総則的（プログラム）規定を含み一五カ条にわたつて定められており（第五一条～六五条）、社会主義的傾向の人権論やキリスト教的社会正義論が反映した内容となつていて。^[15]

総則的規定の第五一条は、「国は、国家の基礎である家族を特別に保護すること、すなわち母親、子ども、高齢者および病人を保護することによつて、また、生産および富の適正な分配を組織、奨励することによつて、コスタリカ国民の福祉の向上に最大限努めなければならない。」と規定している。第五一条は、「労働は、社会的義務であり、また、労働の義務を履行することにより、適正と能力に応じ人間に値する生存を要求する権利を各人に認める目的をも

つた法律により、特別の保護を受ける。」と規定している。第五三条以下の具体的規定の例としては、最低賃金、八時間労働、五〇%の超過労働割増賃金、性別や出自を問わない同一労働同一賃金などに関する規定、使用者・被用者双方に対する団結の自由や労働争議およびロツクアウト権の保障、使用者・被用者・国が同等に費用負担する社会保険の確立、職場や労働安全衛生に対する使用者の配慮義務などに関する規定、労働裁判所設置などを予定（ほとんどは労働法典で補充）する規定がある。その他に、所有権は公共の福祉による制限を受けるとする憲法第二十九条の規定もある。

社会権を導入した上記のような改正コスタリカ憲法は、メキシコ革命によって制定された一九一七年一月のメキシコ憲法などが参考にされているといわれており、⁽¹⁷⁾ 労働権・社会保障・所有権制限などの個別的規定ではメキシコ憲法（第二七条、第一一三条）との共通点もみられる。しかし、コスタリカ憲法の第五一条や第五二条の社会権の総則的规定は、メキシコ憲法にはみられない。ドイツのワイマール憲法には、「経済生活の秩序は、すべての人に、人間たるに値する生活を保障する目的をもつた、正義の原則に適合しなければならない。この限界内で、個人の経済的自由が、確保されなければならない。」（第一五一一条）といふ、社会権に関する有名な総則的规定や、家族保護規定（第一一九条）などがあるが、改正コスタリカ憲法の総則的规定は、当該ワイマール憲法などを参考にしたものと思われる。

なお、以上のことからすれば、現代憲法において社会権を最初に規定したのはワイマール憲法であるという通説は、必ずしも正確とはいえない。⁽¹⁹⁾ ワイマール憲法は、一九一七年一〇月のロシア社会主義革命によつて作られた一九一八年の「勤労・被搾取人民の権利の宣言」やソビエト憲法の影響を受けた修正資本主義憲法として制定されたと考えられるが、メキシコ憲法は、ロシア革命やソビエト憲法の影響を受けることなく、ワイマール憲法以前に、その一部

源泉となる憲法を制定していた意義は改めて確認されるべきであろう。⁽²¹⁾もちろん、メキシコ憲法が文字通りに実施されたかどうかは別の問題として検討される必要がある。

⁽²²⁾

三 コスタリカ憲法の制定過程と基本的特色 ——第二共和国憲法（一九四九年）について

1 憲法の制定過程

第二次世界大戦後、カルデロンが再度大統領選を争つた一九四八年、新しく登場してきた社会民主主義勢力（中産階級、小ブルジョアジーなどの利益を代弁）などが支持する野党保守派で国民連合党のウラテ候補に敗れたにもかかわらず、議会は選挙を無効とし、カルデロンの就任を決議した。これをきっかけに、社会民主主義を方針とする国民党の指導者フィゲーレス（前政権下では国外追放になりメキシコに亡命）らは、武装蜂起によりカルデロン前政権の支持勢力を追放し（約六ヶ月の内戦）、暫定政権の革命政府評議会（Junta）による統治を行うことになる。この統治のもとで、政府軍を解散し、内戦に終止符を打ち、自らも武力によらない民主政治をめざして軍備放棄を宣言した（後述五の1（1））。その一方で、カルデロン政権時代に当該政権と協力関係にあつた共産党の非合法化や銀行の国有化などを行つた。

その数日後、憲法制定議会議員選挙が行われたが、ウラテ派議員がフィゲーレス派議員に比べ圧勝したため、憲法制定議会では、一八七一年憲法を無効とする革命政府評議会が命じた憲法起草委員会作成の憲法草案を否決し、

一八七一年憲法をもとにして新憲法を審議することになった。このようにして、一九四九年一月、現行の第二共和国憲法が成立した。この憲法は、フイグーレス派の憲法草案を否決してつぶされたが、軍備放棄提案については取り入れている（ウラテ派憲法草案も類似の規定を提案）し、一八七一年改正憲法（一九四三年）に含まれていた福祉国家的社会権条項も踏襲しているのが特色である。⁽²³⁾ 結果的には、自由民主主義を基調としつつ、国民解放党の社会民主主義的の思想にも適合する憲法になつたといえる。

なお、コスタリカ国民解放党の社会民主主義觀は、M・エルンストによれば、「ケインズ理論による混合経済」論⁽²⁴⁾ないし「一九三〇年代以降のアメリカのニューディール的福祉国家」論である。K・ティバマンによれば、「非科学的の社会主义と自由主義の混合」⁽²⁵⁾としての「民主社会主义」論であり、反マルクス主義であることを特色にしていると指摘されている。⁽²⁶⁾

2 憲法の基本的特色

さて、一九四九年憲法は部分改正を重ねながら現在も存続し、全文一九七カ条・一八編で構成されているが、憲法の内容に関する基本的な特色はどこにあるのだろうか。

これについて、ドイツのコスタリカ憲法研究者のヨヘン・フックスの場合は、①政権交代可能性の保障、②国家予算の六%を司法部に一定して配分するとしていること、③永世的・積極的・非武装的中立、④詳細に保障された社会立法の憲法的保障、⑤選挙最高裁判所の五つの事項をあげているが、この点も参考にして、以下にコスタリカ憲法の基本的特色について指摘しておくことにする。

⁽²³⁾ コスタリカ憲法は、共和国の基本的な性格を規定する第一編（第一条～第二十二条）において、コスタリカが自由か

つ独立の民主的な共和国であること、国家の主権が国民に存すること、政府権力が立法・行政・司法の三権分立に基づいて行使されることを規定している（第一条～三条）。これ自体は普通の近・現代憲法では新奇とはいえない。しかし、政府のあり方としての「人民性、代表性、交代性、責任性」という規定（一八七一年憲法以来の規定）の中に「交代性」を明記している点（第九条）は興味深い。これは独裁制を防止して議会制民主主義を指向するものといえる。これが、憲法の第一の特色である。選挙は比例代表制のもとで多党が競っているが、一大政党制（国民解放党と保守派のキリスト教社会連合党）による政権交代で政治が運営されてきた。ただし、近年は、一大政党制による政治運営への不満から投票率の低下、第三党への支持率の上昇などの現象がみられる。⁽²⁷⁾

第二に、三権分立機関とは独立してあらゆる選挙事項を扱う国家機関として「選挙最高裁判所」を設置し（第九条、第九九条以下）、選挙の側面から民主政治を担保しようとしている。選挙最高裁判所は「第四権」ないし「第四権力」とも評されるが、大統領選挙をめぐって生じた内戦などが起きないように、選挙の公正を確保する目的で一九四九年憲法に導入されたものである。

第三に、憲法問題を特別に扱う「憲法法廷」を最高裁判所の中に設置したこと（第一〇条。一九八九年憲法改正）は、人権保障機能と立法および行政統制機能を高め、立憲主義（法の支配）を強化するものである。国家予算の6%を司法部に一定して配分することを保障する制度（第一七七条）も、司法権の独立を保障し、法の支配を維持するためのものといえよう。アンパーロ（amparo）請求など様々な人権保護の申し立てが容易にできるようになったこと（後述四章1の（3））以外に、一九八〇年代以降、コスタリカ政府が取り始めた新自由主義政策（規制緩和による自由な経済活動の促進）の矛盾が一九九〇年代以降顕在化し、福祉国家制度が浸食されるようになつたことに対し、憲法廷は、政府による多国籍企業に対する有利な権利付与に対し違憲判決を下すなど、憲法の福祉国家の理念を守る役

割を果たしている。これは、次に述べる憲法の平和国家理念の擁護についても妥当する。⁽²⁸⁾

第四に、平和主義のあり方として、軍事をめぐる紛争の余地をなくすため常備軍を禁止したことは（第一二一条）、普通の近・現代憲法の中では特異な例である。それだけでなく、同規定が実際にも遵守されてきたのは、コスタリカの戦後民主政治の発展にとつては好条件となつていて、ジョン・ブースは、「コスタリカが憲法で常備軍を禁止したことによって、『政治的安定、民政、および目覚ましい人権の推進が長年にわたり保障されることになった』とか、『民主主義の広がりと深化がもたらされた』」と評価している。⁽²⁹⁾ なお、永世中立は憲法規定ではなく、一九八三年に外交政策として宣言されたものである。憲法のこのような民主的な立憲平和主義は、最高裁憲法法廷でも活かされている。例えば、アメリカの対イラク戦争を支持した政府の安全保障政策を違憲と判示した判決の論拠として用いられている。この点については、本稿第五章で詳論する。

第五に、社会立法に関する詳細な憲法規定つまり社会権条項は、第五編では家族・労働・社会保障関連事項が二五カ条にわたり規定され（第五〇条～第七四条）、第七編では教育文化関連事項が一四カ条にわたり規定されている（第六六～第八九条）。これは福祉国家の理念を重視する指向の現れといえるが、戦前の一九四三年改正憲法を踏襲するものもある。

第六に、上記以外のものとして、時代に応じた「新しい人権」として、プライバシー権（第一四条）、情報アクセス権（第三〇条）、消費者の権利（第四六条）、環境権（第五〇条）などの保障規定が憲法の部分的改正により導入されている点にも、特色がある。

四 コスタリカ憲法の基本的人権と政治制度

1 基本的人権

(1) 基本的人権規定の概要

基本的人権について、憲法第四編（第二一〇条～第四九条）は近代憲法的な個人の権利である自由権や国務請求権を、第五編（第五〇条～第七四条）は二〇世紀的な社会的権利（社会権）を中心に定めているが、現代的な権利（日本の新たな関心事では新しい人権）として、上述したように、第四編には情報アクセス権や消費者の権利などが、第五編には環境権が規定されている。また第四編の中では、コスタリカの平和国家とも関連する重要な規定である庇護（亡命）権保障（第三一条）や、憲法および国際人権条約で保障された人権の保護（アンパーコ）請求権規定（四八条）なども注目される。宗教の自由については、ローマ・カトリックの国教保障とともに、第六編で特別に条項を設けて保障している（第七五条）。教育関係の権利は第七編に独立させて規定している。選挙に関する政治的な権利・義務については、選挙最高裁判所関連規定とともに、第八編で規定されている。なお、平等権は、多数の自由権の中に規定され（第三三条）、すべての人権の総則的な位置に規定されていない点は、人権規定の構成からみて気になるところではあるが、平等権の享有主体である「すべての人」は、男性をも示す hombre から、性差のない persona に、近年（一九九九年）改正された点は興味深い。⁽³⁰⁾

(2) 自由権

自由権関連の人権として規定されているのは、精神的自由権、人身の自由などであるが、経済的自由に関しては、

財産権を不可侵としつつも、社会的利益のために制限できること（第四十五条）、私的独占の禁止など（第四十六条）、福祉国家的な規定ともなっている。なお、第四六条は、「私的独占並びに法律に基づくものであつても、商業、農業及び産業の自由を脅かすいかなる行為も、禁止される。」「消費者及び利用者は、健康・環境上の安全・経済的利益を保護される権利、適当且つ真実の情報を受け取る権利並びに選択及び公平な取り扱いの権利を有する。」と規定している。

（3）人身保護令状請求権とアンパーコー請求権

第四八条では、人身保護令状（ヘビアス・コーパス）請求権と、人身保護以外の人権で、憲法および国際人権条約で保障された人権の保護（アンパーコー）請求権が規定されている。これらの請求権は、権利侵害回復のために相手方（個人や国家機関など）を告発する権利を意味し、憲法法廷の管轄事項とされているが、請求には特別な要件（法的根拠など）は必ずしも必要ではなく、どのような人であれ、簡単に申請できるのが特徴である（後述、四の2の（4））。この権利救済制度は、近年のラテンアメリカ憲法に共通に導入されている。⁽¹⁾

（4）社会権

社会権関連規定は、他のラテンアメリカ憲法にもみられる傾向であるが、相当詳細である。まず、社会権規定の冒頭（第五〇条）に、国が生産・富の適正な配分と住民の最高の福祉のために努めなければならないと規定するとともに、「何人も、健康でエコロジー的（生態的）に均衡のある環境への権利を有する。」と明記している。

家族に関しては、母・子ども・老人などとともに国家の保護を受ける権利、婚姻における配偶者間の平等、嫡出子と非嫡出子に対する両親の同等の義務などを規定している（第五一条～第五五条）。

労働者的人権については、労働者の権利・義務規定から始まり、日本でいえば労働基準法や労働組合法などで規定

されているような、労働者や女性・未成年者の労働法上の保護などに関する規定がおかれている。失業保険や社会保障に関しては規定もある（第五六～第七四条）。

教育関連では、国内総生産の6%を下らない教育への公費支出（第七八条）、文盲の一掃などのための成人教育への支援、大学に対する特別の助成、自然や歴史的・芸術的遺産の保護、科学・芸術への支援などの規定がある（第八三条～第八九条）。

（5）政治的権利

政治的権利に関する規定は、選挙事項を主に扱っている。まず、選挙権については、一八歳以上のコスタリカ人に与えられる市民権の基本に位置づけられているが、それは義務的な職務（機能）としても規定されている（第九三条）。この義務的規定の個所は一九五九年の憲法改正で導入されたが、義務違反である棄権に対しては法的制裁を伴わないシンボル的なものとされている。⁽³²⁾

政党との関連では、市民は国政参加のため政党結成権を保障されるが、政党活動については国の憲法秩序を尊重する限りで認められる（第九八条）。この政党制約条項は、コスタリカの民主的制度を破壊するような特定政党を禁止できるとした従前の規定を緩和するために導入されたものである（一九七五年改正）。これによつて、確かに共産党は合法化されたが、政党規制の余地を残しているといえる。政党の活動に関連して、有効投票の4%を獲得するなど一定の要件を満たした政党には国から助成金が与えられる（九六条）。

選挙に関する諸活動の組織・運営・監督は、選挙最高裁判所が排他的に行う。日本的にいえば選挙管理委員会が行う事務のほか、選挙に関する警察的な権限行使、選挙事項に関する国会の法案審議への関与などである（第九九～第一〇四条）。⁽³⁴⁾

(6) 基本人権保障の現実的問題

コスタリカが以上のような人権に関する憲法規定をもち、また米州人権裁判所を招致して人権擁護国家を指向しているにもかかわらず、現実には様々な人権侵害が問題になつていて、それにも留意しておく必要がある。従来からの男性優位主義思想による女性や子どもたちへの人権侵害や先住民差別のほか、近年の新自由主義（自由化・民営化）政策のもとで生じてきた、貧富の格差による人権侵害、労働者の権利に関する条件の悪化、無償義務教育の一部有償化、私立大学認可における教育の自由化、年金・保険医療部門の改革など、社会権の形骸化現象も生じている。また、環境保護を進める（環境先進国ともいわれる）一方で、行き過ぎた観光開発による新たな環境破壊が生まれているとの指摘もなされている。もちろん、これらの諸問題に対する新たな対策も試みられている。⁽³⁵⁾

2 政治制度

(1) 政治制度規定の概要

戦後のコスタリカ憲法の三権分立制は、立法権（第九編）と行政権（第一〇編）の関係でいえば、議院内閣制ではなく大統領制であるが、戦前に比べると大統領の権限を弱め、議会の権限を強めた。ただし、コスタリカ内外の政治的・経済的危機が高まる一九七〇年代以降、大統領の権限が事実上強化されることになる。⁽³⁶⁾

司法権（第一一編）とりわけ違憲審査制度については、当初は具体的な事件に付随して法令の合憲・違憲を判断するアメリカの制度をモデルにしてきたが、それと並行して、憲法改正により、具体的な事件に付随することなく法令を一般的・抽象的に審査できるヨーロッパ大陸型の違憲審査制も導入した。これは、ラテンアメリカ憲法の近年の傾向でもあるが、独自の憲法裁判所を設置するというよりは、従来の最高裁判所の中に特別の憲法法廷を設置する方式をと

つて⁽³⁷⁾いる。この制度の導入によつて、違憲審査以外の人権保護の申し立ても受け付けるようになつた点が注目される（上述のアンパード請求権など）。選挙に関しては、「第四権」ともいわれる「選挙最高裁判所」が設置されている。地方自治は国家機関とは独立した団体として保障されている（第一二編）が、自治権保障は十分でないようと思われる。

（2）立法権

国会は一院制で五七名の議員で構成されるが、議員は各県の人口に応じて県から選出される。議員（被選挙権は二一歳）の任期は四年で、連続選出は禁止されている。国会の権限には、法律の制定、最高裁判官の任命、条約等の批准、外国軍隊の入港等の同意、大統領・副大統領等の告発、大臣への説明請求・大臣の不信任、国家防衛状態の宣言や講和の締結に関する行政部への授権、公共の必要性による一定の自由権の停止などに関する権限がある（後者二つの権限は国家緊急権関連規定）。近年、市民の立法行使権として、法律案の発議権（5%の市民による）や、国民投票による法律の廃止または修正権が認められるようになった（第一〇五条、第一二三三条、第一二九条。二〇〇二年憲法改正）。

（3）行政権

行政権は、大統領と政府の大臣により行使される。大統領の任期は四年であり、一九六九年の憲法改正以来、再選出は禁止されてきた（一二三二条）。しかし、二〇〇三年四月、再出馬を求めるアリアス元大統領の主張が最高裁の憲法廷で認められた。同条は市民の立候補権を侵害するというのが理由である。これによつて憲法改正が行われ、前職後八年が経過していれば、再選出できるようになつた。⁽³⁸⁾

大統領の独自の権限としては、政府の大臣の任免、国家警備隊の最高指揮権、国会への教書提出などがある（第

（三九条）。大統領と大臣からなる内閣の連帶権限としては、法律の制定発議、法律の承認・公布・執行・監督・条約の締結、予算案の国会提出などがある（第一四〇条）。内閣が国会の権限・司法部の権限・地方公共団体の権限を妨害する場合等には、内閣の連帶責任が生ずる（第一四八、第一四九条）。

（4）司法権

司法権は最高裁判所および法律の定める他の裁判所によつて行使されるが、憲法と法律にのみ拘束される。最高裁判所は、民事・行政問題を扱う第一法廷、家族・労働問題を扱う第二法廷、刑事問題を扱う第三法廷、憲法問題を扱う第四法廷で構成される。最高裁判所の裁判官は国会が任命し、任期は八年（再任期も八年）である。最高裁判所はその長官および各法廷の裁判長を任命する（第一五一～第一六七条）。

憲法法廷の特色についてはすでに言及したが、詳細は憲法裁判法で明記されている。憲法法廷は、八年ごとに立法議会によって任命される七名の裁判官で構成され、次のような六種類の申し立てを受理する。すなわち、①自由権侵害に対する人身保護申し立て、②人身保護以外の人権保護申し立て（公的機関・企業、私人などによる憲法や国際人権条約で規定されている権利侵害に対するもの）、③憲法や国際条約に違反する立法や行政行為に対する違憲審査請求（すべての人が申請可能）、④ある事柄について裁決するさいに適用すべき規定や法的措置の合憲性についての裁判官からの諮問、⑤法律案の立法承認前に、同法案が憲法や国際条約に違反するかどうかに関する議会議長・議員・住民団体などからの諮問、⑥公的機関相互の権限争いの申し立てである。⁽³⁵⁾

（5）地方制度

行政遂行のため、国土は県（現在数七）・郡（カントン、現在数八一）・町に三区分されるが（第一六八条）、地方自治の実質は郡によつて行われている。税制の決定権がないなど、自治権は限定されている。郡長（市長に相当）は

従来、郡議会から任命されていたが、二〇〇一年から、住民による選挙によつて選ばれることになった。県は国政選挙の選挙区としての役割が主で、知事制度は一九九八年に廃止されている。⁽⁴⁰⁾

(6) 国家財政

行政部は予算編成にあたり、予算の六%以上の金額を司法部に配分すること、社会保障の普及および国の保険金の支払いを完全保障するために必要な基金が欠損しないよう配慮すべきことが定められている（第一七七条）。その他、行政部による歳出案の増額については、国会の補助機関ではあるが職権において独立した会計検査院に事前説明をしなければならないとされているが、これは会計検査院を国家財政のチェック機関として重視しているものといえよう（第一七九条）。

(7) 憲法改正

憲法の修正（部分改正）を求める議案は、一〇名以上の議員の署名を付すか、最低五%の市民により、国会の常会に提出される。その後、国会により任命された委員会および国会で承認された後は、国会は委員会を通じて対応する法案を準備する。そして、法案が国会の総議員の三分の一以上の票決で承認された場合には、憲法改正が成立する。憲法修正が市民から発議された憲法改正については、国会で承認された後、国民投票に付される（第一九五条。二〇〇二年の改正で導入）。憲法の全文改正については、特別に招集される憲法制定議会によつて行われる（第一九六条）。

なお、コスタリカでは、これまで約八〇回の憲法の部分改正がなされてきているが、憲法の基本原理である非武装平和条項を廃止するといった、日本国憲法下のような憲法改正論議はみられない。⁽⁴¹⁾

五 コスタリカ憲法の平和主義

コスタリカ憲法の基本的特色の中でも、とりわけ注目されるのは、一九四九年憲法に導入された非武装平和主義である。これを踏まえて、コスタリカ政府は一九八三年には非武装永世中立を対外的に宣言し、実践してきているが、近年、非武装永世中立政策に動搖がみられる。

1 非武装平和憲法の特色

(1) 非武装主義の意味

コスタリカの非武装平和主義は、現行憲法第一二条において、「①常設制度としての軍隊は、禁止される。②治安の監視と維持のために、必要な警察隊を置く。③大陸協定によるか、もしくは国の防衛のためにのみ、軍隊を組織できる。」と規定されている。

この条項では、コスタリカは常備軍をもたないが、軍隊の保持は完全には禁止されておらず、例外的に、米州機構（OAS、一九四八年）や軍事同盟の米州相互援助条約（一九四七年のリオ条約）といった「大陸協定」の要請、もしくは自国防衛の必要性がある場合には、法的には再軍備が可能になつていて。したがつて、憲法上は、国家の自衛権（第一三九条や第一四〇条の防衛や軍に関する組織・権限規定）、非常事態のさいの人権停止などを可能とする國家緊急権（第一二一条）、徵兵命令権（第一四七条）、海外派兵権なしし集団的自衛権などがあることが前提にされている。

ちなみに、日本の非武装平和憲法は、このような国家権限を認めていない点で、コスタリカの非武装平和憲法とは性格が異なる。もつとも、日本の場合は憲法に反して世界有数の再軍備をしているのに対し、コスタリカは憲法原則を守り、再軍備や海外派兵を行っていない。

コスタリカの非武装憲法は、フィゲーレス派が主導する革命政府評議会（暫定政権）が一九四八年に旧政府軍を解体して行つた軍備放棄宣言を憲法で確認したものであるが、非武装化の背景ないし動機には、次のようなことが指摘されている。⁽⁴²⁾ ①軍隊の廃止により内戦や軍隊によるクーデタを未然に防止し、ミリタリズムによらない民主政治を行うこと、②軍事費を経済発展や福祉に使用すること、③外国からの武力的侵犯に対する対応では米州機構を通じて対処されることが想定されていたこと、④軍隊に代わる治安警察隊はフィゲーレス派の国民解放軍が実質的な扱い手になること、などである。

なお、コスタリカ憲法のような非武装主義は、世界史の中では伝統的に存在している一つの平和思想であるだけではなく、現実主義的な政策でもあつた。⁽⁴³⁾ 国防のための民兵は容認するが、平時において常備軍を保有することを危険視して避けるべきだとする思想は、アメリカの一七七六年ヴァージニア権利章典などのような近代市民革命憲法のほか、一八七四年スイス憲法などにもみられるが、⁽⁴⁴⁾ 平和論としては、哲学者のカントが『永遠平和のために』（一七九五年）において、常備軍の問題点と全廃を提案している。⁽⁴⁵⁾ 近年では、パナマが米軍の軍事侵攻により国軍が解体されたことを契機に、市民の平和運動の影響もあり、一九九四年憲法改正により、コスタリカ憲法をモデルにして非武装主義憲法を導入している。⁽⁴⁶⁾

戦後日本の場合は、占領軍の政策により完全武装解除された状況を踏まえて、常備軍に限定せず一切の軍備を放棄する非武装主義憲法を採用した。もつとも、戦前日本の平和思想には、日露戦争に反対した社会民主党の軍備全廃論

や、同党にも属した安部磯雄の非武装永世中立論もすでに主張されていた。⁽⁴⁸⁾

(2) 非武装の実態

コスタリカは、一九四八年に軍隊を廃止して以降、戦車、戦闘機、軍艦、ミサイルといった、いわゆる軍備を保有していない。ただし、一九四九年に一二〇〇人程度の市民警備隊として発足した警察隊は、その後編成されつつ徐々に増大し、一九八〇年前後の米紛争を背景にした隣国からのゲリラ侵攻の阻止や国内治安維持強化のため、アメリカの軍事的援助（訓練や費用援助）もあり、警備隊は軍事化、すなわち、「準軍隊」として「正規軍化」しつつあるともいわれた時期がある。しかし、一九八三年（一一月一七日）のモンヘ大統領による「永世的、積極的、非武装の中立に関する大統領宣言」⁽⁴⁹⁾は、コスタリカの軍事化に歯止めをかけることになったといえる。

一九九六年から、警察隊は、公安全省が管轄する治安部隊として、市民警備隊、国境警備隊、地方警備隊に編成されたが、現在の治安部隊数は、市民警備隊が四四〇〇人、国境警備隊が二〇〇〇人、海上監視員が三〇〇人、航空監視員が三〇〇人、地方警備隊が二〇〇〇人の計九〇〇〇人であり、その予算（準軍事費）はGNPの〇・七%である。⁽⁵⁰⁾ 警察隊が保持する武器は、哨戒艇、監視航空機、小火器類などである。

2 永世中立宣言の背景と法的性格

(1) 国際関係における中立指向の伝統

上述のコスタリカの「永世的、積極的、非武装的中立に関する大統領宣言」（以下、「中立宣言」と略記）は、隣国ニカラグアの左翼政府に対するアメリカの軍事干渉によるニカラグア内戦の激化に伴い、コスタリカ領土がニカラグアの反政府ゲリラ（コントラ）に利用されることを阻止することと、アメリカによるコスタリカ領土の軍事利用要求

を拒否する必要性などから出されたものである。

モンヘ大統領（国民解放党、一九八二年～一九八六年）は、レー・ガン政権の圧力があつたにもかかわらず、スイスやオーストリアの中立主義に学んで（スイスには住んだ経験もある）、コスタリカの中立宣言を実行したと述べている。⁽⁵⁾

しかし、コスタリカには、それ以前にも中立政策がとられた経験があることを想起しておく必要がある。早くは一八二三年から一八二三年頃、近隣の諸国や都市（メキシコ対コロンビア、レオン対グラナダ）の紛争にさいしては中立を維持するという条約を締結している。また、一八六三年、ヘスス・ヒメネス大統領は、他の中米諸国と異なり、コスタリカが紛争に巻き込まれなかつたのは、同国が中立を維持する努力をしたことに起因していると、国会で報告している。なお、コスタリカ自体の中立ではないが、一九〇七年には、コスタリカなど中米五カ国がホンジュラスの永世中立を承認する条約を締結していることも参考となるう。⁽⁶⁾

（2）永世中立宣言の法的性格⁽⁷⁾

コスタリカの中立宣言は、憲法改正（憲法に永世中立を明記）を伴つた形での宣言が議会で受け入れられなかつたため、外交関係のある国々に対するコ스타リカ政府（大統領）による一方的な通知による方法でなされた。この中立宣言に対し、スペインの首相などは「支持」を、フランスのミッテラン大統領は「歓迎」を表明した。アルゼンチン、パナマ、ニカラグアなどの大統領は、「我々は、コスタリカの積極的で効果的な中立に制度的な枠組みを与えようとしているコ스타リカ政府の努力に対して、賛成を表明する。そして、コ스타リカ政府が引き続き、中米の平和に貢献するためには努力するであろうと考える。」という内容の宣言に署名している。国連事務総長のデ・クエヤルなどは、中立宣言の意義を評価する文書ないし見解を出している。

それはともかく、コスタリカの場合、オーストリアのように、外交関係を有する諸外国に中立宣言を一方的に通知した点では、オーストリアのそれと類似している。しかし、オーストリアの場合とは異なり、外国に対し永世中立の承認を求めるコスタリカ側の意思および関係国側の承認意思が不明確であるという評価もなされている。このことから、コスタリカの永世中立を、オーストリアのような国際法的性格を有する永世中立ではなく、政治的性格の永世中立、すなわち、スウェーデンのような中立主義的ないし事実上の永世中立とみる見解が、日本も含め世界的には有力のようである。

他方、対外的に拘束される意思をもつてなされた国家の行う一方的行為（宣言）については、他国の受諾がなくとも国際法的拘束力が生ずることがあるという説に依拠すると、コスタリカの中立宣言も、国際法的拘束力を有するところができる。これは、コスタリカ政府の見解であり、アメリカのイラク戦争を支持したコスタリカ政府の行為を違憲と判示したコスタリカ最高裁の憲法法廷の見解（二〇〇四年）でもある（後述）。私見も、この見解を以前から支持している。

なお、コスタリカは、軍事同盟のリオ条約（米州相互援助条約）に加盟しているから永世中立とはいえないという批判論もあるが、この点については、リオ条約とリンクしている米州機構（憲章）との関連で見る必要があり、批判論には賛成できない。米州機構はリオ条約を取り込んでいるが、国連の集団的安全保障の地域的制度（憲章第五二条）であり、集団的自衛権に基づく純然な軍事同盟とは異なることに留意する必要がある。それは、集団的安全保障としての国連（憲章）が、理念を異にする集団的自衛権制度を内包していることと同様のことである。そうだとすると、国連にオーストリアなどの永世中立国が加盟していることが問題ないと同様、米州機構にコスタリカが加盟していることは矛盾しない。また、コスタリカは米州機構に加盟するさい、軍隊を派遣しないことが了承されている。さら

に、米州機構に組み込まれているリオ条約は、自動的に義務を負う軍事同盟ではないし、とりわけ冷戦後、設立当初もつていたアメリカ主導による共同防衛的機能も今日では喪失していることに留意する必要がある。^(註)

3 非武装永世中立政策の実践と課題

(1) 積極的中立政策の実践

永世中立政策の内容は非武装を前提にした「積極的中立」であるが、それは、政治体制やイデオロギー上の中立を意味せず、西歐的な自由民主主義ないし社会民主主義の価値原理に立脚しながら、国連や米州機構といった地域の集団的安全保障機構に加盟して、平和と人権保障のために、積極的に国際協力（貢献）するということである。実際コスタリカは米州人権裁判所や国連平和大学の所在地となっているが、それは、国際的な紛争を仲介や交渉を通じて非軍事的に、平和的に解決しようという精神に基づいている。また、世界の貧困を除去するため、あるいは、政治的武器としての暴力とテロによる圧迫に反対し、イデオロギー的、人種的、宗教的迫害などによる人間的自由の圧殺を除去するために闘うこと、政治的迫害を受けている人々のための庇護法を適用することなども、コスタリカの積極的中立政策の方針とされている。^(註)

コスタリカの非武装永世中立路線は明示的にはモンヘ大統領時代に宣言されたのであるが、その実施は不徹底さをともなっていた。しかし、後継のアリアス大統領（国民解放党）は、非武装永世中立に従つた平和外交を推進し、中米和平の実現に貢献して、一九八七年にノーベル平和賞を受賞した。アリアスは大統領職を離れてからも、冷戦後の課題として南北問題の解決や、そのための軍備撤廃（軍縮）の必要性を、コスタリカの非軍事化の経験と成果を踏まえて強調している。そして、紛争解決の最善の方法は対話と交渉であるという観点から、戦争や日常生活の軍事化の

□実となつてきた「安全保障」や「共同防衛」の観念を批判したり、武器売買や新たな戦争を推進し、軍備撤廃を妨害している先進国の産軍複合体を批判したりしている。さらに、国家や民族中心の安全保障でなく、人間と命を尊重する「人間のための安全保障」論の観点から、兵役解除、兵器の廃棄、兵器売買・軍事援助の削減のほか、暴力の文化化を民主主義とコンセンサスの文化につくり替えること、防衛目的のための資源を人間開発の事業に振り向けることができる国家からなる新しい多角的集団安全保障の検討、削減した軍事費を平和目的に配当する地球規模の非軍事化基金の創設などを提言している。^⑯

(2) 非武装永世中立政策の動揺と課題

まず、コスタリカがつくりあげてきた非武装による積極的永世中立国イメージは、二〇〇一年四月に当選し、とりわけ親米的で新自由主義政策をとるパチエコ大統領（キリスト教社会連合党）の政権のもとで揺らぐことになる。コスタリカは、同年六月、麻薬取り締まりやテロ対策に関連して（あるいはテロ対策などを□実にして）、アメリカが訓練する国際警察学校をコスタリカに設置する協定に調印し、米海軍の寄港にも同意した。また、二〇〇三年三月に開始されたアメリカによるイラク攻撃に対し、国会で審議せずに政治的な支持を表明した。それは軍隊を派遣するものではないが、パチエコ政府の行為に対して圧倒的多数の市民が反対し、市民による憲法裁判も提起された。パチエコ大統領は、アメリカのイラク戦争を支持しただけでなく、反テロ政策を支持しただけであり、中立政策に反しないと釈明した。

これに対し、最高裁の憲法法廷は二〇〇四年九月八日、アメリカを支持した政府の行為が、コスタリカの憲法や国連憲章などに違反するとし、アメリカのイラク戦争支持「有志連合」リストからコスタリカ名を削除する措置をとるようコスタリカ政府に命じた。この判決で興味深い点は、国民の平和ないし平和的生存権の憲法的価値や非武装永世

中立の法的効力が容認されていることである。当該判決に従つて、アメリカ政府も、コ스타リカ政府の要請に応じる措置をとつた。⁽⁵⁷⁾

次に、二〇〇六年、コ스타リカ政府がウラニウムとトリウムの抽出、核燃料および核反応機の製造を可能とする政令を制定したことに対し、市民が最高裁憲法廷に違憲訴訟を提起する事件が起きた。同法廷は二〇〇八年九月二十四日、政令が国際諸条約や憲法の平和の価値や健全な環境への権利を侵害するとして、違憲無効との判決を下した。この判決は、平和を単に戦争が存在しない状態と捉えるのではなく、戦争状況をもたらすような決断や行動を防止することが平和であるという、積極的な平和の概念を採用していることが注目される。したがつて、性質上、戦争という反価値を奨励することになるものや、戦争目的に使用されることがよく知られているものについては、国家は排斥する法的義務を負うことになる、というのが判決の論理である。⁽⁵⁸⁾ なお、当該違憲の政令を制定したのが、平和主義者として知られてきたアリアス大統領（再選第二期、二〇〇六年～二〇一〇年）の政府であつただけに、この事件は、コスタリカ政府の非武装永世中立政策の後退を印象づけることになった。

ともあれ、上述の二つの違憲判決をみると、コ스타リカ政府の非武装永世中立政策の動搖に対し、司法府の最高裁憲法廷が非武装平和憲法の番人として積極的な役割を果たしているといえる。

しかし、さらに新たな問題が浮上している。二〇一〇年七月コ스타リカ議会で、米海軍の駐留を認める法案が賛成多数で成立したが、これはアリアス大統領の後継者であるチンチージャ新大統領（二〇一〇年五月就任）の与党・国民解放党などの賛成で可決されたものである。米軍の規模は、米国の海上警備船四八隻、海軍砲艦四六隻、ヘリコプター二〇〇機、軍用機一〇機、空母一隻、兵士七〇〇〇人である。空母は、ミサイル、対空砲、魚雷、爆撃機などを搭載し、一五〇〇人の兵士を上陸させることができる、とされている。期間は同年七月から一二月までである。寄港

目的は、コスタリカ国内の貧しい地域への人道支援やアメリカに流入する麻薬密輸ルートの遮断などである。しかし、このような目的のために、二〇〇二年のときとは格段に規模の異なる米軍駐留を認めることに疑問の意見が、外国ではベネズエラなどから、またコスタリカの野党や市民からも出ている。この件については、最高裁憲法法廷に違憲訴訟が提起されている。⁽⁵⁹⁾

六 おわりに

コスタリカは、経済的には先進国でなく途上国に属するが、自由な民主主義を価値原理とする現代憲法を有している。それは、第二次世界大戦後の憲法としては一般的なものであるが、さらに特徴を際立たせるとすれば、非武装平和主義的福祉国家憲法といえる。戦前からすでに福祉国家の憲法であつたが、戦後、非武装平和主義が加わった。このようなことから、コスタリカは、民主主義、人権、平和を推進する国であることを意識して、憲法政治を実践してきた。そして、他の中米・ラテンアメリカ諸国と比べて安定した政治が行われてきた理由として、非武装平和主義憲法の存在が大きい。非武装平和主義憲法がコスタリカの民主主義、人権、平和を保障することになったといえる。

しかし、現実的には、様々な人権問題、二大政党政治による政治の硬直化・保守化に対する国民の不満の高まり、非武装永世中立政策の動搖などもみられる。その背景にあるのは、近年の政府や議会によるアメリカ寄りの新自由主義的な政策の推進である。

これらの諸問題への抵抗と打開策として期待されているのは、司法権とりわけ最高裁憲法法廷である。二〇〇二年において最高裁に持ち込まれた訴訟・請求などの件数一六二四九件の内訳は、第一法廷七四六件（五%）、第二法廷

七二三一件（四%）、第三法廷一三四九件（八%）、第四法廷一三四三一件（八三%）であるが、第四法廷すなわち憲法法廷に判断を求める市民の請求は圧倒的に多い。⁽⁸⁾ しかも、憲法法廷は、非武装平和主義的福祉国家の憲法原理（立憲主義）を忠実に維持する「憲法の番人」の役割を果たしている。

それは、憲法第九条の非武装平和主義についても、憲法第二十五条などの社会権的人権（福祉国家の人権）についても、裁判規範性をもつ憲法原理ないし規定として扱わない日本の最高裁との大きな相違である。このような点で、両国に司法制度や違憲審査制度の相違があるにしても、日本において、コスタリカ憲法ならびにその運用などを学ぶ意義があるようと思われる。

- (1) 澤野義一『永世中立と非武装平和憲法』（大阪経済法科大学出版部、二〇〇二年）一一二頁以下など。
- (2) 『コスタリカ・カナダにおける憲法事情及び国連に関する実情調査 概要』（参議院憲法調査事務局、二〇〇四年）収録の竹村卓「コスタリカ共和国憲法概説」および「在コスタリカ共和国日本大使館作成資料」、吉田稔「コスタリカ共和国憲法（解説と全訳）」「姫路法学」三七号（二〇〇三年）、同「コスタリカ憲法と平和」姫路独協大学「戦争と平和」研究会編「戦争と平和を考える」（嵯峨野書院、二〇〇六年）など参照。
- (3) なお、コスタリカの平和、教育、福祉、環境、政治等々の実際の憲法政治を知るには、コスタリカ共和国政府観光局編『コスタリカを学ぶ』（二〇〇三年）、国本伊代編『コスタリカを知るための55章』（明石書店、二〇〇四年）、足立力也『平和ってなんだろうー「軍隊をすてた国」コスタリカから考える』（岩波書店、二〇〇九年）、イバン・モリーナ＝スティーヴン・パークマ－（国本伊代・小澤卓也訳）『コスタリカの歴史』（明石書店、二〇〇七年）などが参考となる。
- (4) 澤野義一『平和主義と改憲論議』（法律文化社、二〇〇七年）八頁、一四〇頁以下。

参照。

- (15) J.A.Booth, Costa Rica: Quest for Democracy, Westview Press, 1998,p.29-30, p.35-36.
- (6) F・G・ニル（G・アーノン・ホーリー、枕江巨詮訳）『トトノ・トメニカ』（東京大学出版会、一九七一年）五五—五七頁。
- (7) 竹村卓「コスタリカ共和国憲法概説」（前掲）一一二頁。
- (8) コスタリカ憲法史の条文集コレクション Colección de Constituciones de Costa Rica, Imprenta Nacional, San Jose, 2000.
- (9) J.A.Booth, op.cit., p.35-40; J.Fuchs, Verfassung und Verfassungsentwicklung, in: A.Maislinger (Hg.), Costa Rica, Innsbruck, S.257-262.; J.Fuchs, Die Verfassung der Republik Costa Rica, op.cit., S.440-441.
- (10) J.Fuchs, Die Verfassung der Republik Costa Rica, op.cit., S.440-441.
- (11) J.A.Booth, Costa Rica: Quest for Democracy, op.cit., p.40-41. ❶ 軍事力の強化に関する議論 大半の軍事費が一七八九年の独立戦争に掛けて支出された。J.Fuchs, Verfassung und Verfassungsentwicklung, op.cit., S.264.
- (12) J.Fuchs, Verfassung und Verfassungsentwicklung, op.cit., S.264-266.; J.Fuchs, Die Verfassung der Republik Costa Rica, op.cit., S.443-446.; J.A.Booth, Costa Rica: Quest for Democracy, op.cit., p.42-43.
- (13) J.Fuchs, Verfassung und Verfassungsentwicklung, op.cit., S.266-268.; J.Fuchs, Die Verfassung der Republik Costa Rica, op.cit., S.449-453.; J.A.Booth, Costa Rica: Quest for Democracy, op.cit., p.43-44.; T.Høivik/S.Aas, Demilitarization in Costa Rica, in: A.Maislinger (Hg.), Costa Rica, op.cit., S.345.
- (14) 丸岡泰「コスタリカの社会福祉」中村優一・齋藤康子編『世界の社会福祉』（毎報社、一九九〇年）一四二—一四三頁。
- (15) J.Fuchs, Die Verfassung der Republik Costa Rica, op.cit., S.454-455.; J.Fuchs, Verfassung und Verfassungsentwicklung, op.cit., S.268.
- なお、英文の「一八七一年憲法条文」 R.H.Fitzgibbon (Ed.), *The Constitutions of the Americas*, Chicago, 1948. 参照。

録されレ^ン。

- (16) 大阪経済法科大学法学資料3『メキシコ合衆国憲法（一九一七年）』（大阪経済法科大学、一九八九年）参照²⁰。
- (17) J.Fuchs, Verfassung und Verfassungsentwicklung, op.cit., S.268.
- (18) ハイマール憲法の条文に「トゼー・ボルハーベク（山本道川訳）『憲法の系譜』（法律文化社、一九六一年）」五〇頁以下。
- (19) 藤井紀雄「メキシコ合衆国一九一七年憲法解題」大阪経済法科大学法学資料3『メキシコ合衆国憲法（一九一七年）』（前掲）九四一九五頁。
- (20) 影山口出弥「ハイマール憲法における「社会権」」東京大学社会科学研究所編『基本的人権3』（東京大学出版会、一九六八年）一八五頁以下。
- (21) R.H.Fitzgibbon (Ed.), The Constitutions of the Americas. 同書に収録の序論、Introduction: Constitutional Development in Latin America, p.8. 参照²¹。
- (22) メキシコ憲法は当初は一部しか実施されなかつたとの指摘に「トゼー・フランソワ・ウェイマーハーベル（染田秀藤・篠原愛人訳）『メキシコ史』（白水社、一九九九年）」五〇頁以下参照²²。
- (23) J.A.Booth, Costa Rica: Quest for Democracy, op.cit., p.47-49. 竹村卓「非武装平和憲法と国際政治——コスタリカの場合」（「国際平和」11001年）「国際平和」「尾尻希和「コスタリカの政治発展」「ラテンアメリカ研究」）十六（一九九六年）14頁云々。
- (24) M.Ernst, Auf der Suche nach einem neuen Modell—Costa Rica zur Einführung, 1984, Magazin Verlag, S.20.
- (25) K.Tippmann, Die PLN (Partido Liberación Nacional), in; A.Maislinger (Hg.), Costa Rica, op.cit., S.213.
- (26) J.Fuchs, Die Verfassung der Republik Costa Rica, op.cit., S.428.
- (27) コスタリカ共和国政府観光局編『コスタリカを学ぶ』（前掲）70頁、卷末11頁。
- (28) Bruce M. Wilson, Judicial Reform in Latin America—Evidence from Costa Rica, 2004, in; J.Lat.Amer.Stud.No.36, p.507-

531. イバン・モリーナ＝ステイークン・ペーマー（国本伊代・小澤卓也訳）『コスタリカの歴史』（前掲）一六二頁以下（一八七頁）。

- (29) J.A.Booth, Costa Rica: Quest for Democracy, op.cit., p.57.
- (30) 『コスタリカ・カナダにおける憲法事情及び国連に関する実情調査 概要』（前掲）一一〇頁、一五〇頁。
- (31) ハクネル＝フィクス・サムディオ（北原仁訳）「ラテン・アメリカにおける憲法裁判所」『比較法文化』六号（一九九八年）一四四—一四五頁。
- (32) J.Fuchs, Die Verfassung der Republik Costa Rica, op.cit., S.472.
- (33) J.Fuchs, Die Verfassung der Republik Costa Rica, op.cit., S.477-478; R.Alexander, The Costa Rican Communist Party, in: A.Maislinger (Hg.), Costa Rica, op.cit., S.247-254.
- (34) 国本伊代編『コスタリカを知るための55章』（前掲）九六—九九頁。
- (35) 足立力也『平和ってなんだろう』（前掲）一一一頁以下、イバン・モリーナ＝ステイークン・ペーマー（国本伊代・小澤卓也訳）『コスタリカの歴史』（前掲）一八一頁以下、コスタリカ共和国政府観光局編『コスタリカを学ぶ』（前掲）七〇頁、国本伊代編『コスタリカを知るための55章』（前掲）一〇〇—一〇三頁、一一四—一一七頁、一五一—一六七頁参照。
- (36) J.A.Booth, Costa Rica: Quest for Democracy, op.cit., p.61-64.
- (37) ハクトル＝フィクス・サムディオ（北原仁訳）「ラテン・アメリカにおける憲法裁判所」（前掲）一四二—一四四頁。
- (38) コスタリカ共和国政府観光局編『コスタリカを学ぶ』（前掲）卷末一一一頁。
- (39) 「憲法法廷及び憲法裁判法の概要」コスタリカの人々と手をたずねて平和をめざす会編『平和に生きる・コスタリカ』（一九九一年）一六一一七一頁。
- (40) 「コスタリカ・カナダにおける憲法事情及び国連に関する実情調査 概要』（前掲）一五〇頁。
- (41) 「コスタリカ・カナダにおける憲法事情及び国連に関する実情調査 概要』（前掲）一二三一頁。

(42)

竹村卓『非武装平和憲法と国際政治』(前掲)七五頁以下、足立力也『丸腰国家—軍隊を放棄したコスタリカ60年の平和戦略』(扶桑社、一〇〇九年)一二一三八頁。なお、軍隊廃止のアイデアは、フィゲーレスのものでなく、社会民主党と関係をもつ青年グループの憲法草案にあつたとの指摘もある(澤野義一『永世中立と非武装平和憲法』[前掲]一三七頁)。

(43)

戦前のコスタリカにも、一九二二年頃、リカルド・ヒメネス大統領が軍隊廃止を指向していたとの指摘がなされている(一九八三年「永世的、積極的、非武装的中立に関する大統領宣言」)。これについては、澤野義一『永世中立と非武装平和憲法』(前掲)一五八頁。足立力也『丸腰国家』(前掲)一九一三一頁も参照。

(44)

ヴァージニア権利章典第一三項は、「平時における常備軍は、自由にとり危険なものとして避けなければならない。」と規定している。なお、イギリスの一六八九年権利章典第六項は、「平時において、国会の承諾なくして国内で常備軍を徵集してこれを維持することは、法に反する。」と規定している。

(45)

一九九九年に全面改正されたスイス現行憲法第五八条では、「スイスは、軍隊を保有する。これは、基本的には民兵の原則に基づいて組織される。」と規定されているが、それまでの憲法(一八七四年制定)第一三条では、「連邦は、常備軍を保有することができない。」と規定されていた。

その他、一八六八年以來、非武装中立政策をとつてゐるリヒテンシュタインの一九二一年憲法第四四条は、「非常事態以外に、警察任務の補充および国内秩序の保全に必要な場合は除き、軍隊を編成または保持しない。」と規定している。

リヒテンシュタインの憲法政治や軍隊については、前田朗『軍隊のない國家』(日本評論社、一〇〇八年)一五四一六三頁参照。

(46)

カント(宇都宮芳明訳)『永遠平和のために』(岩波書店、一九八五年)一六一一七頁。

(47)

パナマ憲法第三〇五条は、「パナマ共和国は軍隊を保有しない。・・・公共の秩序の維持、国家の管轄下にある者の生命、名譽、財産の保護のため、および違法行為の予防のため、法律により、独立した名簿と階級組織をもつ、必要な警察組織を編成する。」(現在は憲法第三二〇条)と規定している。なお、笛本潤『世界の「平和憲法」新たな挑戦』(大月書店、二〇一〇年)五五一五八頁によれば、パナマ憲法の平和条項作成にあたり、コスタリカ憲法第二二条のほかに日本国憲

法第九条も参考にされたという指摘がなされている。

- (48) 出原政雄「安部磯雄の平和思想」田畠忍編『非戦・平和の論理』(法律文化社、一九九一年) 八六頁以下。
- (49) 澤野義一『永世中立と非武装平和憲法』(前掲) 一三八—一四一頁。足立力也『丸腰国家』(前掲) 一〇八頁以下も参照。
- (50) この警察隊の数は一〇〇一年頃のものであるが(コスタリカ共和国政府觀光局編『コスタリカを学ぶ』[前掲]卷末三頁)、現在は一〇〇〇〇人を超えている。【コスタリカ・カナダにおける憲法事情及び国連に関する実情調査 概要】(前掲) 四三一四八頁、一五八頁、足立力也『丸腰国家』(前掲) 一〇四—一〇七頁参照。
- (51) コスタリカの人々と手をたずさえて平和をめざす会編『平和に生きる・コスタリカ』(前掲) 七四—七五頁。小澤卓也「コスタリカの中立宣言をめぐる国際関係と国民意識」『ラテンアメリカ研究年報』一七号(一九九七年) 三八頁も参照。
- (52) A.A.Tinoco, *Völkerrechtliche Grundlagen dauernder Neutralität*, Nomos,1989, S.62f.
- (53) 澤野義一『永世中立と非武装平和憲法』(前掲) 一一六—一一七頁。
- (54) 澤野義一『永世中立』構想による安全保障政策』深瀬忠一ほか編『平和憲法の確保と新生』(北海道大学出版会、一〇〇八年) 一六五—一六七頁。なお、リオ条約(第一〇一条)では、締約国の集団的自衛権に基づく共同防衛を義務づける北大西洋(NATO)条約と異なり、締約国の同意なしには軍隊の派兵を要請されない。H.G.Espiell, Costa Rica's Permanent Neutrality and the Inter-American System, in; The Dalhousie Law Journal, Vol.11, Number 2, March 1988,p.669ff. 参照。
- (55) 澤野義一『永世中立と非武装平和憲法』(前掲) 一一〇—一〇一頁。
- (56) 澤野義一『永世中立と非武装平和憲法』(前掲) 一一一—一四頁、同『永世中立』構想による安全保障政策』(前掲) 一六八—一七〇頁。
- (57) 澤野義一『永世中立』構想による安全保障政策』(前掲) 一七〇—一七一頁。当該判決文の抄訳については、9条世界会議国際法律家パネル編『9条は生かせる』(日本評論社、一〇〇九年) 一〇五一—一六頁、判決原文は、SALA CONSTITUCIONAL DE LA CORTE SUPREMA DE JUSTICIA, Exp.03-004485-0007 CO, Res.2004-09992。その他、『週刊

- 金曜日』五三一号（一一〇〇四年一月）二八一—九頁など参照。
（58）コスタリカの核燃料製造違憲判決については、9条世界会議国際法律家パネル編『9条は生かせる』（前掲）一四九—一五一頁参照。
- (59) L.Roberto Zamora Bolaños, The Lowest Form of Military Aggression, in: [Http://www.voltairenet.org/article166851.html](http://www.voltairenet.org/article166851.html).
- (60) 『コスタリカ・カナダにおける憲法事情及び国連に関する実情調査 概要』（前掲）一四八頁、一五四頁。

